

税の申告の

準備はお早めに

今年も2月18日(月)から所得税などの申告が始まります。例年、期間終了間際になると会場はたいへん混み合いますので、早めに申告の準備をしておきましょう。

問 桜井税務署 ☎ 42・3501

申告期間 **2月18日(月)～3月15日(金)** (土・日曜日を除く)

年金受給者の事前の 所得税確定申告の相談・受付

年金受給者の所得税申告は、次のとおり、事前に相談し、確定申告書を提出することができます。

※案内ハガキによる通知はなくなりました。

期間

2月6日(水)～2月8日(金)

午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

期間

町民ホール(町役場西側)

持ち物

- 年金の源泉徴収票
- 社会保険料などの支払金額の分かるもの
- 生命・地震などの保険料控除証明書
- その他必要書類
- 認印
- 通帳(還付の場合)など

所得税の確定申告書が 国税庁のホームページで作成できます

自宅などのパソコンから国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」に接続し、画面案内に従い必要項目を入力すると、申告書などが作成できます。作成した申告書をそのまま税務署へ、送付または持参で提出できます。(申告書は折らずに封入してください) 給与所得者や年金受給者の還付申告は、申告期間前でもできます。

※平成24年分は、1月上旬に公開される予定です。



e-Taxで電子申告を することができます

さらに、e-Tax(国税電子申告・納税システム…事前に所轄税務署への届出や電子証明書の取得・機器の購入など必要)を利用すれば、作成したデータを確定申告書等作成コーナーから直接電子申告することができます。

また所得税の電子申告は、医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票などの一定の第三者作成書類の添付を省略できます。(5年間保存)





1月31日(木)までに平成25年度(平成24年中)の給与支払報告書の提出を

事業主の皆さん

個人住民税の特別徴収に

ご理解とご協力をお願いします

期限内に給与支払報告書の提出を

平成25年度(平成24年中)の給与支払報告書の提出期限は、1月31日(木)です。

個人住民税の特別徴収の完全実施を

町では、地方税法の趣旨に基づく適切な課税と徴収を行うため、個人住民税(町県民税)の特別徴収(給与天引き)の完全実施を事業主の皆さんに働きかけています。

個人住民税の特別徴収とは

個人住民税の特別徴収とは、個人の前年の所得に対してかかる税金を事業主(給与支払者)が毎月の従業員の給与から差し引き、翌月の納期限までに町に納入する制度です。

地方税法第321条の3などの規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業主は、個人住民税についても特別徴収義務者として、パート、アルバイト



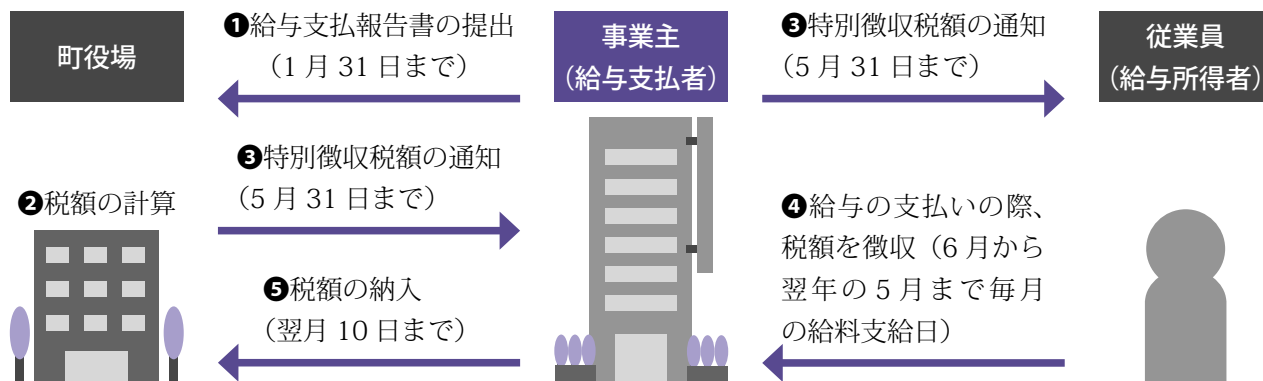
ト、役員などを含むすべての従業員に対して特別徴収する必要があります(事業主や従業員の意思による徴収方法の選択はできません)。

なお、従業員が常時10人未満の事業主には、申請により納期を年2回とする制度(納期特例)があります。事業主の皆さんには、法令に基づく適正な特別徴収の実施にご協力をお願いします。

問 税務課課税第一係

34・2112

個人住民税の特別徴収の流れ



退職所得にかかる住民税の計算方法が変わります

次の変更点は、平成25年1月1日以後に支払われるべき退職所得から適用されます。

問 税務課課税第一係
34-2112



退職所得にかかる10%税額控除が廃止されます

平成24年8月号でお伝えしたとおり、退職所得にかかる町県民税(住民税)は、本来退職所得にかかる町県民税(住民税)の所得割の額から税額の10%を控除する仕組みとなっていたが、この10%税額控除が廃止されることとなりました。

「役員退職手当等」に対する2分の1課税が廃止されます

勤続年数が5年以下の法人役員などが支払いを受ける「役員退職手当等」に対する退職所得の課税方法について、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置が廃止されます。